

「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について、その要綱を本年1月29日に公表し、2月28日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件（業界団体1件）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>1. 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応</p> <p>(3) 適時開示の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年4月以降、取引所ルールとしての四半期開示が段階的に導入されてきたが、そのような中で、「適時かつ迅速な企業業績等に係る情報の開示を確保する」との理由により、法定開示としての四半期報告制度が導入されることとなった。また、四半期報告書の提出期限についても、従来の取引所における四半期開示の状況を踏まえ設定された。</li> </ul> <p>一方、当資料では、四半期報告制度導入後も取引所における四半期開示(四半期決算短信)を求めることが備考欄に記載されているが、上記を踏まえると、取引所開示と法定開示との役割分担が不明確であり、十分な説明が必要ではないか。</p>	<p>金融商品取引法における四半期報告制度は、四半期財務諸表の作成基準の統一、保証手続きに係る基準の整備などの観点から、「取引所で行われている四半期開示を金融商品取引法上の開示としても位置づける」ためのものであり、その提出期限についても、四半期終了後最低限45日以内とした上で、できる限りその短縮化を図るとの考え方の下、「この提出期限については、金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出期限の取扱いであり、証券取引所における適時開示については、これにとらわれず、適時性、迅速性の観点から可能な限り即時の開示が求められることはいうまでもない」とされているところです。（*）</p> <p>これを受けて、当取引所としては、四半期報告制度導入後においても、年度末における有価証券報告書と決算短信の関係と同様に、四半期決算短信は四半期の状況に関する有用な情報をできる限り速やかに投資者に伝えるための速報としての役割を担うものと位置づけております。そのために、報道機関等の要望を踏まえた速報としての役割と上場会社における実務負担を考慮し、四半期決算短信の記載内容は特に速やかに投資者に伝えるべき事項に限定しており、今後、四半期決算短信が、四半期報告書の提出期限にとらわれることなく、投資者に迅速に開示される実務が定着するようになることを意図しております。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>(*)金融審議会金融分科会第一部会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ 報告 - 今後の開示制度のあり方について - (平成17年6月28日) 参照</p>
	<p>2 . 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応</p>	
<p>2</p>	<p>(2) 適時開示の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備考欄に記載されているように、内部統制報告書における「重要な欠陥」が、財務諸表の虚偽記載に直接結びつくものではなく、「評価不実施」であっても、それをもって財務諸表の適正性を否定するものではない。また、制度の円滑な導入、混乱回避という観点からも、上場廃止審査の対象外とすることはもとより、適時開示も不要ではないか。</li> </ul> <p>「重要な欠陥」又は「評価不実施」の記載を行うことを決定した場合に適時開示を行うことが示されているが、決定した場合とはどの段階であるかが不明である。加えて、これらの記載を行う前には、企業と監査人との間での十分な議論が行われることが想定されることから、法定開示とほぼ同時期になるとも考えられ、過度な開示となる懸念がある。</p> <p>いずれにせよ、内部統制報告制度は本年4月以降に適用開始される制度であり、適時開示の適否については、制度の実施状況を踏まえた上で、必要性、有用性を勘案して判断すべきものとする。</p>	<p>制度要綱では、経営者が内部統制報告書に「重要な欠陥」等を記載する場合に適時開示を求めるとしておりましたが、それに対し、内部統制報告制度は本年4月以降にはじめて導入される制度であり、その実施状況を踏まえるべきとのコメントをいただく中で、行政においても、3月11日付けで「内部統制報告制度に関する11の誤解」及び「内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応」を公表し、実務の現場で過度に保守的な対応が行われていることがあるとの指摘への対応として、わかりやすく評価基準等についての制度説明を行うとともに、制度導入後においても必要に応じて評価基準の見直し等を行う旨が表明されるという状況になっております。</p> <p>こうしたことを踏まえると、現状においては、「重要な欠陥」等についての各社の評価のレベル感に相当のばらつきが出ることも想定され、また、その範囲についてもかなり幅広いものであることが想定されます。</p> <p>内部統制の状況に係る適時開示は、上場会社が、「重要な欠陥」等が存在することやその概要、実施した改善策、今後の改善方針・改善策にとどまらず、財務諸表等の欠陥を意味するものではないことをも含めて、報道機関を通じて広く投資者に説明をしていくところに、法定開示とは異なる重要な意義を有するものと考えられます。</p> <p>しかしながら、評価のレベル感に相当のばらつきが想定され、同じ欠</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>陥についても開示の要否の判断が異なったり、欠陥の範囲が幅広なために一般的に「重要な欠陥」という言葉で認識することが必ずしも適切でないものが開示されたりすることが懸念されます。そうした状況の中で、制度導入当初から「重要な欠陥」等に係る適時開示を求めることとした場合は、かえって投資者の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねないと考えられることから、「重要な欠陥」等に係る適時開示については導入当初から求めることとはせずに、今後の制度の実施状況等を見ながら、適時開示の実施時期を検討していくことといたします。</p>

提出者：1～2＝社団法人日本経済団体連合会

以 上